

「拠出型企業年金保険における遺族年金特約保険料相違等」に関するお詫びとお知らせ

明治安田生命保険相互会社（執行役社長 松尾 憲治）では、事務処理の誤りにより、拠出型企業年金保険の一部のご契約に関し、払込保険料の内訳の遺族年金特約保険料額ならびに同特約から発生する配当金額について、過少または過大に計算していたことが判明いたしました。この結果、一部のご契約のお客さまに関しまして、年金積立金が過大または不足となっております。（注）

このような事象が発生し、お客さま（ご契約者さま、ご加入者さま）および関係者の皆さまにご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後は、同種の事象が発生しないよう再発防止に努めてまいります。

（注）拠出型企業年金保険のしくみ、および、遺族年金特約の保険料と年金積立金との関連性等の概要につきましては、**別紙**「（ご参考）拠出型企業年金保険のしくみ（概略）」をご参照ください。

記

1. 発生した事象の概要

（1）契約数・加入者数・不足額

年金積立金不足の状況

	契約数	加入者数	不足額	一人あたり不足額
遺族年金特約 保険料相違による年金積立金の不足	25 件	12,060 人	632 千円	平均 52 円 (最小 1 円～最大 7,769 円)
遺族年金特約 配当金相違による年金積立金の不足	27 件	32,916 人	829 千円	平均 25 円 (最小 1 円～最大 520 円)
合 計	52 件	44,976 人	1,461 千円	平均 32 円 (最小 1 円～最大 7,769 円)

なお、年金積立金が過大となるものは、契約数 138 件（加入者数 139,926 人、過大額 11,032 千円）ですが、後述のとおり、年金積立金の過大額の返戻等はお願いたしません。

（2）原因等

（ア）遺族年金特約 保険料相違

事務部門の担当者が遺族年金特約保険料率を事務端末へ入力する際、数値を誤入力したことから、保険料額の相違が生じたものです。

（イ）遺族年金特約 配当金相違

事務部門の担当者がシステム操作を行なう際、事務手順を誤ったため、配当金額の相違が生じたものです。

（3）再発防止策

今般の事象につきましては、事務処理の過程における担当者の取扱疎漏が直接の原因ですが、加えて入力内容の検証も不十分であったことに起因するものです。今後は、事務手順を整備し、業務を一層厳正に運用するとともに、入力内容等の検証を強化してまいります。また、システム開発を進め、担当者による入力業務を削減すること等により、再発防止に努めてまいります。

## 2. お客さまへのご対応

明日以降、対象のご契約者さま（企業・団体）にお詫びとご説明を開始いたします。さらに年金積立金が不足となっているご加入者さま（個人）につきましては、お詫びとご説明の書状を順次お送りいたします。

年金積立金が不足となっているご加入者さまに関しましては、年金積立金の不足額に遅延利息等を付利してお支払いいたします。また、返戻に係わる手続き等のご負担を考慮し、ご加入者さまのご意向により、不足額の返戻に代えて、その返戻額に弊社が一定額を上乗せして福祉団体に寄付を行なうことも検討しております。

なお、年金積立金過大のご加入者さまに関しましては、年金積立金の過大額の返戻等、お客さまへのご負担はお願いいたしません。

本件に関するお客さまお問い合わせ窓口は、12月10日から以下のとおり開設いたします。

**【お客さまからのお問い合わせ先】**

明治安田生命保険相互会社 お問い合わせ専用窓口

フリーダイヤル：0120-501-566

月曜～金曜（祝日、12月31日～1月3日を除く）9：00～18：00

以 上

(ご参考)

## 拠出型企業年金保険のしくみ (概略)

### 1. 拠出型企業年金保険

- 拠出型企業年金保険とは、企業・団体の従業員・所属員が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者とし、「任意加入」「保険料ご加入者さま負担」で運営する団体年金保険です。
- ご加入者さまは在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込が完了（積立完了）したとき、積立金を原資として、ご加入者さまが選択する「年金」あるいは「一時金」をお受取りになります。
- また、**遺族年金特約**を付加することにより、保険料払込期間（積立期間）中にご加入者さまがお亡くなりになった場合には、遺族一時金として積立金に一定額を上乗せしてご遺族にお支払いします。

### 2. 遺族年金特約の保険料

- 遺族年金特約の保険料は、お払い込みいただいた保険料（定額）のなかに含まれており、一定の保険料率を乗じて算出します。払込保険料から遺族年金特約保険料を差し引いたものが、ご加入者さまの積立金となります。

<遺族年金特約 保険料のしくみ(概略)>

- ① 払込保険料…定額
- ② 遺族年金特約保険料…「払込保険料」に遺族年金特約保険料率を乗じて算出
- ③ 純保険料(=積立金)…「払込保険料」-「遺族年金特約保険料」

①払込保険料 (定額)	-	②遺族年金特約 保険料	=	③純保険料 (=積立金)
----------------	---	----------------	---	-----------------

※上記のご説明では、簡略化のため保険事務費である付加保険料は考慮していません

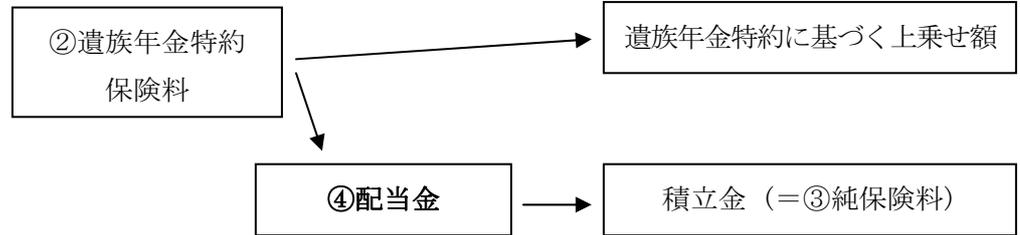
- 遺族年金特約 保険料相違による年金積立金の不足は、この保険料率を過大に入力してしまったため、遺族年金特約保険料が過大になり、ご加入者さまの積立金が不足となってしまったものです。

### 3. 遺族年金特約の配当金

- ご加入者さまがお亡くなりになった場合は、約定に従い遺族一時金として積立金に一定額を上乗せしてお支払いします。
- ご契約ごと（企業・団体ごと）の遺族年金特約保険料の合計額が遺族年金特約に基づく上乗せ額の合計額を上回った場合（剰余が発生した場合）は、この剰余の一定割合を配当金としてご加入者さまの積立金に上乗せします。配当率は、ご契約ごとのご加入者さまの人数によって異なります。（ご加入者さまの人数が多いほど配当率を高く設定しています。）

<遺族年金特約 配当金のしくみ(概略)>

- ④ 配当金… (遺族年金特約保険料合計－遺族年金特約に基づく上乗せ額合計) ×配当率  
 ※配当率は、ご契約ごと(企業・団体ごと)のご加入者さまの人数規模により異なっています。(人数が多いほど配当率を高く設定しています。)



- 遺族年金特約 配当金相違による年金積立金の不足は、システム操作を行なう際に事務手順を誤ったため、この配当率が過小に設定されてしまったことから、遺族年金特約配当金が過少になり、ご加入者さまの積立金が不足となってしまったものです。

○遺族年金特約保険料と積立金の相関

遺族年金特約保険料	積立金
過大	不足
過少	過大

○遺族年金特約配当金と積立金の相関

遺族年金特約配当金	積立金
過大	過大
過少	不足